

これまでの経緯

年月日	事項
H27. 9	「平成27年9月関東・東北豪雨」により、利根川水系鬼怒川左岸21.0km付近(茨城県常総市三坂地先)にて 破堤
H27. 11	水防法改正 施行 (改正の背景) ①洪水のほか内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 ②内水については、ゲリラ豪雨により頻繁に浸水被害が発生 (改正の必要性) ①洪水について、想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を示す ②新たに内水、高潮に係る浸水想定区域を示す * 市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路等が定められ、ハザードマップにより住民に周知
H27. 12	「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」答申 ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築～ (基本方針) ■洪水による氾濫が発生することを前提とした社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築 (ポイント) 1 速やかに実施すべき対策 ①市町村長による避難勧告等の適切な発令の促進(タイムラインの策定、ライブカメラの設置等) ②住民等の主体的な避難の促進(氾濫シミュレーション図の公表、プッシュ型情報の提供等) ③的確な水防活動の推進 ④減災のための危機管理型ハード対策の実施 2 速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策 ①円滑かつ迅速な避難の実現(洪水浸水想定区域データの公表等) ②的確な水防活動の推進(自主防災組織等の水防活動への参画、重要水防箇所の見直し等) ③水害リスクを踏まえた土地利用の促進(災害時に拠点となる施設における水害対策の促進) ④「危機管理型ハード対策」とソフト対策の一体的・計画的な推進 (排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体に実施するための仕組の構築等) ⑤技術研究開発の推進(氾濫の切迫度が伝わる水位情報提供システム等の開発等)
H27. 12	「水防災意識社会再構築ビジョン」策定 (趣旨) 関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」としてすべての直轄河川とその沿線の市町村において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う (対策) 各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する
H28. 5	烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会設立(第1回協議会) (設立趣旨) ①烏川・神流川の流域において「水防災意識社会 再構築ビジョン」を実現するために、河川管理者、県、市町等関係機関が連携して減災のための目標を共有し、一体的・計画的に推進する。 (取組) ①避難を促す緊急行動 ②水防災意識社会 再構築ビジョン
H28. 9	烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(第2回協議会) 『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく烏・神流川流域の減災に係る取り組み方針』の策定 (取組) ■5年間で達成すべき目標 烏・神流川流域で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」 →平成32年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う ■目標達成に向けた3本柱の取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用強化の取組
H29. 6	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 →「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築 (主な取組) ①水防法に基づく協議会の設置 ②水害対応タイムラインの作成促進 ③要配慮利用施設における避難体制構築への支援 ④水害危険性の周知促進 ⑤防災教育の促進
H29. 6	水防法改正 施行 (改正の背景) ○平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年8月台風10号等で逃げ遅れによる多数の死者や、甚大な経済的損失の発生 (改正の必要性) ○「施設整備により洪水の発生を防止するもの」→「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」= 意識転換 * 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築 ○大規模氾濫減災対策協議会の創設 → 減災対策協議会の法定化 ②市町村長による水害リスクの情報の周知制度の創設 ③要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び避難訓練の実施を 義務化

年月日	事 項
H29. 6	<p>鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(第3回協議会) (開催趣旨) ○取組方針、実施状況、フォローアップについての見直し</p> <p>*「水防災意識社会の再構築に向けた今後の取組の効率的・効果的な展開に向け、地域の実情に応じた課題や優先順位を反映させた取組方針を議論することが必要」</p>
H30. 5	<p>鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(第4回協議会) (開催趣旨) ①協議会規約の改正 → 水防法改正により、協議会を法定化(水防法15条の9) ②アンケートの実施 → 取組の課題や重点項目を抽出 ③H29年度の取組に対するフォローアップ</p>
H30. 7	<p>平成30年7月豪雨 ■停滞した前線により、広島県、岡山県、愛媛県等の多くの場所で、24時間以上の長時間の降水量が過去の記録を更新 ■中小河川のみならず、大河川の氾濫や都市部における内水氾濫、土石流等が各地で発生 (被害の特徴) ①避難情報、防災情報等は出されていたものの、逃げ遅れによる人的被害が発生 ②ダム下流部では浸水区域図が示されず、ダム放流情報等が避難に活用されていない地域が存在</p>
H30. 12	<p>「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定(参考P3～4参照) (ポイント) ①自然災害の頻発・激甚化 →相次ぐ豪雨、地震等で、多くの尊い人命が失われ、また、重要インフラの機能に支障を来すなど国民経済や国民生活に多大な影響が発生。 ②①をふまえ、重要インフラの緊急点検等を実施 → 重要インフラの機能維持</p>
H30. 12	<p>「大規模広域豪雨を踏まえた水災害の対策のあり方について」答申(参考P5参照) ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ (基本方針) ■多層的な対策を一体的に取り組み「水防災の意識社会」の再構築を加速 (ポイント) ①事前防災ハード対策(洪水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策) ②避難確保のハード対策(避難路、避難場所の安全対策強化、応急的な避難場所の確保) ③住民主体のソフト対策(メディアを活用した情報発信[ブッシュ型情報発信、フル型情報発信等])</p>
H31. 1	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改訂(参考P2、P9～21参照) (背景) 「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定 (取組) ①関係機関の連携体制 ②円滑かつ迅速な避難のための取組 ③被害軽減の取組 ④氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ⑤防災施設の整備等 ⑥減災・防災に関する国の支援</p>